

1 検討の経緯

- 東京都こども基本条例では、**子供が社会の一員として意見を表明**することができ、その意見が適切に反映されるよう、**環境整備**を図ると規定
- こども家庭庁は、「こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方（令和7年3月）」において、**子供・若者が当事者**となりうる事項について議論を行う**審議会等**について以下を推奨
 - (1) 次期委員の改選に向けて**子供・若者委員**としてふさわしい人物を任命する方法を検討
 - (2) 会議の委員として任命が難しい場合は、子供・若者のみで構成される下部組織の設置やヒアリングなどを検討
- 東京都子供・子育て支援総合計画では、策定時にヒアリング等を実施してきたが、子供の意見を計画に反映するためには、**対話を深めたり、継続的に意見を聞いたり**することが必要



10代後半～20代前半の高校生・大学生等を東京都子供・子育て会議委員として任用

2 任用方法等

- **任用方法** 公募により、子供・子育て会議委員として任用（2名）
- **対象** 都内在住又は在勤・在学の高校生・大学生等（16～22歳）
- **任期** 次期子供・子育て会議委員の任期（令和8年4月～令和10年3月）に合わせて任用
- **活動内容** 計画の策定・見直しに当たって、東京都子供・子育て会議において意見聴取